

# 事業者向け

## 被災証明書の申請をお考えの方へ

石川県なりわい再建支援補助金・小規模事業者持続化補助金・中小企業者持続化補助金で**店舗等の修繕**を検討している場合、**罹災届出証明書**の添付があれば、補助金申請が可能です。

以下の場合に**被災証明書（被災の判定があるもの）**が必要です。

- ・ **なりわい再建支援補助金**を活用し、**店舗等を建て替える**場合
- ・ **公費解体・自費解体**により**店舗等を解体する**場合

補助金等	事業内容	必要書類
なりわい再建支援補助金 【処分制限期間】 木造事務所 24年 木造店舗 22年 食料品製造業用機械 10年 など	建替え	<b>被災証明書</b> 【必要な判定】 全壊 大規模半壊
	修繕	罹災届出証明
小規模事業者持続化補助金 中小企業者持続化補助金 【処分制限期間】5年以内	修繕	罹災届出証明
公費解体・自費解体	解体	<b>被災証明書</b> 【必要な判定】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊

※被災の程度が**【中規模半壊・半壊】**であっても、なりわい再建支援補助金を活用し、**建替え**による復旧を行うことは可能ですが、この場合、建替え費用ではなく、**原状回復（修繕）費用が補助上限額**となります。

※上記補助金を活用し、**50万円以上の施設整備・修繕や設備の購入・修繕をする場合**、それらの資産は「**処分制限財産**」に該当し、補助事業の完了後も一定期間において**処分（補助目的外での使用、譲渡、売却、廃棄等）が制限されることがあります**。処分制限期間内に処分する場合は、必ず交付申請先の団体へ承認を申請し、承認を受けなければなりません。

<お問合せ先>

七尾市産業部産業振興課（TEL：0767-53-8565）